

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ リ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 稲 垣 靖 彦
(J A S D A Q ・ コード 9 4 2 3)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 永 光 市
(T E L 0 3 - 5 4 3 6 - 1 7 0 2)

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、平成21年6月23日に開催予定の定時株主総会に、下記のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、第13期、第14期及び第15期において3期連続して損失を計上したことから、累積で1,533百万円の欠損金を計上するに至っております。

当社は、当社の課題である利益体質の定着化を図るため努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要すると見込まれます。そこで、早期に財務体質を健全化し内部留保を図り、株主配当を実現するために、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少をした上で、それぞれその他資本剰余金に振り替えいたします。その他資本剰余金については、会社法第452条の規定に基づき、繰越利益剰余金に振り替えることで損失填補を行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

(1) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、平成21年3月31日現在の資本金の額771,149,360円のうち、671,149,360円減少し、資本金の額を100,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額671,149,360円の全額を「その他資本剰余金」に振り替えることといたします。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成21年3月31日現在の資本準備金の額778,274,360円を全額減少し0円とし、減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替えることといたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成21年8月28日を予定しております。

(4) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、前述の結果振り替えた「その他資本剰余金」1,449,423,720円をもって、「繰越利益剰余金」の欠損補填を行いたいと存じます。

減少する剰余金の項目及び金額、増加する剰余金の項目及び金額は次のとおりです。

①減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 1,449,423,720円

②増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 1,449,423,720円

(参考) 上記(1)～(4) 処理明細

(単位：円)

	平成21年3月31日 時点の額	各項目の増減額	剰余金の処分	平成21年8月28日 時点の額(予定)
資本金	771,149,360	△671,149,360	—	100,000,000
資本準備金	778,274,360	△778,274,360		0
その他資本剰余金	0	1,449,423,720	△1,449,423,720	0
利益剰余金	△1,533,270,963	—	1,449,423,720	△83,847,243

3. 日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成21年5月26日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成21年6月23日(予定) |
| (3) 債権者異議申述催告公告日 | 平成21年7月27日(予定) |
| (4) 債権者異議申述催告最終期日 | 平成21年8月27日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 平成21年8月28日(予定) |

4. 今後の見通し

この度の資本等の減少、欠損の補填につきましては、「純資産の部」における勘定内の振り替え処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、本件が当社の業績に与える影響はありません。また、本件により当社の欠損金は大幅に解消されることとなりますが、今後は、引続き財務体質強化を図るため努力して参る所存です。

尚、上記の内容につきましては、平成21年6月23日開催予定の当社定時株主総会において、「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金処分の件」が、承認可決されることを条件としております。

以上